

I 型介護医療院短期入所療養介護・I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護

重要事項説明書

2024年8月1日現在

1. 事業所の概要

事業所名	医療法人誠愛会 佐世保記念病院 介護医療院
所在地	長崎県佐世保市鹿子前町104番地
提供サービス	I 型介護医療院短期入所療養介護・ I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護
事業所番号	42B0200028
責任者及び連絡先	院長 森山 忠良 電話 0956-28-1111 FAX 0956-28-1114
利用定員	56名 (空床利用)

2. 運営の方針

短期入所療養介護の提供においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養介護の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

介護予防短期入所療養介護の提供においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の介護予防及び療養生活の質の向上及び心身機能の回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとします。

サービスの提供にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。

施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

サービスの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

3. 従業員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制	休暇	人数
管理者(医師)	勤務時間帯 (08:30 ~ 17:30) 常勤	4週8休	1名
医師	勤務時間帯 (08:30 ~ 17:30) 常勤 ※ 時間外は 当直医が担当致します。	4週8休	3名以上

看護職員	日勤（08：30～17：30） 夜勤（16：30～08：45） その他、変則勤務体制をとっております。 利用者様6名に対して1名以上で看護致します。	(原則) 4週8休	10名以上
介護職員	日勤（08：30～17：30） 夜勤（16：30～08：45） その他、変則勤務体制をとっております。 利用者様4名に対して1名以上で介護致します。	(原則) 4週8休	14名以上
介護支援専門員	勤務時間帯（08：30～17：30） 常勤	4週8休	1名以上
薬剤師	勤務時間帯（08：30～17：30） 常勤	4週8休	1名以上
管理栄養士	勤務時間帯（08：30～17：30） 常勤	4週8休	1名以上
理学療法士	勤務時間帯（08：30～17：30） 常勤	4週8休	2名以上
作業療法士	勤務時間帯（08：30～17：30） 常勤	4週8休	1名以上
言語聴覚士	勤務時間帯（08：30～17：30） 常勤	4週8休	1名以上
歯科衛生士	勤務時間帯（08：30～17：30） 常勤	4週8休	1名以上

4. 介護保険給付によるサービス

当事業所が、利用者様に提供するサービスは以下のとおりです。

サービスの種別	内 容
医療看護	利用者様の病状に合わせた、医療・看護を提供します
機能訓練	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による機能訓練を利用者様の状況に合わせて行います
食事	管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します
口腔衛生管理	歯科医療機関と連携し、歯科衛生士が口腔内の衛生状態を評価し、口腔内の管理を計画的に行います
排泄	職員が排泄の状態や身体の状況の評価し、自立支援に向けて計画実施を行います
離床	食事・レクリエーション・機能訓練等による離床を行い、寝たきりを防止のための支援をします
入浴清拭	入浴日 週2回 ※入浴が出来ない時は、清拭を行います

着替え 整 容	身の回りのお手伝いをします
シーツ交換	週 1 回行います
送 迎	ご希望に応じ送迎致します (佐世保市全域 (離島を除く)・佐々町)

■ I 型介護医療院短期入所療養介護サービス利用料

〈 従来型個室 〉 I 型介護医療院短期入所療養介護費 (I)

項 目		基本単位	1割負担	2割負担	3割負担
I 型介護医療院 短期入所療養介護 (i)	要介護 1	778	778 円/日	1,556 円/日	2,334 円/日
	要介護 2	893	893 円/日	1,786 円/日	2,679 円/日
	要介護 3	1,136	1,136 円/日	2,272 円/日	3,408 円/日
	要介護 4	1,240	1,240 円/日	2,480 円/日	3,720 円/日
	要介護 5	1,333	1,333 円/日	2,666 円/日	3,999 円/日

〈 多床室 〉 I 型介護医療院短期入所療養介護費 (I)

項 目		基本単位	1割負担	2割負担	3割負担
I 型介護医療院 短期入所療養介護 (ii)	要介護 1	894	894 円/日	1,788 円/日	2,682 円/日
	要介護 2	1,006	1,006 円/日	2,012 円/日	3,018 円/日
	要介護 3	1,250	1,250 円/日	2,500 円/日	3,750 円/日
	要介護 4	1,353	1,353 円/日	2,706 円/日	4,059 円/日
	要介護 5	1,446	1,446 円/日	2,892 円/日	4,838 円/日

■ 介護予防短期入所療養介護サービス利用料

〈 従来型個室 〉 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I)

項 目		基本単位	1割負担	2割負担	3割負担
I 型介護医療院 介護予防短期入所 療養介護 (i)	要支援 1	603	603 円/日	1,206 円/日	1,809 円/日
	要支援 2	741	741 円/日	1,482 円/日	2,223 円/日

〈 多床室 〉 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I)

項 目		基本単位	1割負担	2割負担	3割負担
I 型介護医療院 介護予防短期入所 療養介護 (ii)	要支援 1	666	666 円/日	1,332 円/日	1,998 円/日
	要支援 2	827	827 円/日	1,654 円/日	2,481 円/日

※法令改正等により自己負担額が変更になる場合があります。

※加算等については別紙2をご参照ください。

■特別診療費

医師の指示の基、日常的に必要な医療行為として指導管理・リハビリテーション等のサービスを受けた場合の利用料は、介護報酬告示上の額が加算されます。

※別紙 2 参照

■緊急時施設診療費 特定治療

医科診療報酬点数表第 1 章及び第 2 章において、高齢者の医療の確保に関する法律 57 条第 3 項に規定する保険医療機関が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）を行った場合は、医療保険・後期高齢者医療等を使用し、利用者の被保険者証・後期高齢者医療被保険者証等の負担割合に応じた負担金が発生します。

5. 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容	自己負担額
食 費	朝食、昼食、夕食 ※利用者負担段階による負担限度額は下記別表を参照ください。	朝 食 : 435 円 昼 食 : 505 円 夕 食 : 505 円
食事時間	朝食 : 8 時～ 昼食 : 12 時～ 夕食 : 18 時～ ※できるだけ離床して食堂でお食べ下さい。 ※食べられない物やアレルギーがある方は事前にご相談下さい。	
居 住 費 (滞在費)	多床室 : 光熱水費 個 室 : 室料+光熱水費 ※利用者負担段階による負担限度額は下記別表を参照ください。	多床室 : 437 円/日 個 室 : 1,728 円/日
理 髪	外部委託	希望者のみ 1 回 2,000 円
日用衛生品 Aセット	外部委託	希望者のみ 1 日 580 円
日用衛生品 Bセット	外部委託	希望者のみ 1 日 470 円
衛生管理費	予防接種等	希望者のみ 実費
その他: 日常生活に必要な物品(おむつ代を除く)につきましては、御利用者様の全額負担となりますのでご了承ください。 また、諸般の事情により金額が変更する場合があります。		

別 表

サービスの種別		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
食 費		300 円/日	600 円/日	1,000 円/日	1,300 円/日	1,445 円/日
居 住 費	多 床 室	0 円/日	430 円/日	430 円/日	430 円/日	437 円/日
	従来型個室	550 円/日	550 円/日	1,370 円/日	1,370 円/日	1,728 円/日

※法令改正等により自己負担額が変更になる場合があります。

6. 協力医療機関

協力医療機関	医療法人誠愛会 佐世保記念病院
協力歯科医療機関	山部歯科医院

7. 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに利用者の家族、身元引受人等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。（別紙2）

8. 利用にあたっての留意事項

- (1) 入所患者及びその家族は、入所生活が集団生活であることを認識し、他の入所患者の迷惑となる行為を慎んでください。
- (2) 面会時間は、午後2時から午後6時までとなっております。
(土曜日・日曜日・祝日を除く)
感染症予防対策の一環として、面会を制限したり、お断りする場合がございますので、その際はご了承ください。
- (3) 他の病院・診療所を受診する場合は、主治医の指示に従ってください。
- (4) 病室及び関係する施設を利用するにあたっては、担当職員の指示に従ってください。
- (5) 敷地内禁煙となっております。（病院敷地内、駐車場も含め、全館禁煙）

9. 非常災害対策

非常災害対策責任者には、防火管理者を充て始業時・終業時には、火災危険防止の為自主点検を行っています。非常災害用設備は常に有効に保持するよう努めています。防火教育・消火訓練は、定期的に行っております。

10. サービス内容に関する相談・苦情処理相談窓口

- (1) 利用者、利用者の家族または身元引受人は、事業者が提供する介護サービス等に疑問や苦情がある場合、苦情受付窓口にて問合せ及び申し立てることができます。
その場合、事業者はすみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無並びに改善の方法について利用者、利用者の家族または身元引受人に報告します。
- (2) 事業者は利用者、利用者の家族または身元引受人から前項の疑問問合せ及び苦情申立てがなされたことをもって、利用者、利用者の家族または身元引受人に対しいかなる不利益、差別的扱いもいたしません。

当施設が提供したサービスについて、苦情やご要望があった場合には、速やかに対応を行います。お気軽にお申し付けください。

- (1) 当院相談窓口（何でも相談窓口） 電話0956-28-1111
（2階受付でお尋ね下さい）

担当者 地域医療連携センター 主任 江田 愛
医事課 課長 七田 綾美

又は介護支援専門員・看護師長がご相談に応じます。

- (2) 公的相談窓口

佐世保市役所 長寿社会課 電話0956-24-1111
長崎県国民保健団体連合会 介護保険課 電話095-826-1599

この契約の定めのない事項について疑義が発生したときは、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者、利用者の家族及び身元引受人との間で協議の上誠意を持って解決するものとしします。